

会議の開催結果

1 会議の名称	インターネット上の誹謗中傷等対策に関する 条例検討プロジェクトチーム会議
2 会議の開催日時	令和5年7月25日(火) 10:00~11:31
3 会議の開催場所	市役所 議会棟3階 第1委員会室
4 出席者名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 神坂達成、小柳嘉文、相川綾香、 佐々木郷美、堀川友良、佐藤真実、尾上貴 明、津和野眞佐子、池田めぐみ、北岡久住、 服部剛、高子景</li> <li>・執行部 人権政策・男女共同参画課長、教 育研究所長、指導2課長</li> <li>・他議会局職員</li> </ul>
5 欠席者名	なし
6 議題及び公開又は非公開 の別	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市におけるインターネット上の誹謗中 傷等の防止及び被害者支援について</li> <li>・他自治体におけるインターネット上の誹 謗中傷等に関する条例について</li> <li>・その他</li> </ul> <p>公開・非公開の別：公開</p>
7 非公開の理由	/
8 傍聴者の数	1人
9 審議した内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市におけるインターネット上の誹謗中傷 等の防止及び被害者支援について</li> <li>・他自治体におけるインターネット上の誹謗 中傷等に関する条例について</li> <li>・その他</li> </ul>
10 問合せ先	議会局 議事調査部 調査法制課 電話：048-829-1758
11 その他	※議事の概要は、別紙のとおり。

(別紙)

令和5年7月25日開催 インターネット上の誹謗中傷等対策に関する条例検討プロジェクトチーム会議 議事の概要

#### 議題

1 本市におけるインターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援について

**資料1** 本市におけるインターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援について 人権政策・男女共同参画課、指導2課及び教育研究所が順次説明した後、質疑応答。

#### (相川綾香委員)

- ・インターネットモニタリング事業は、何人で行っているのか。
- ・検索キーワードは、部落や同和のみなのか。
- ・削除要請件数は、プロバイダ責任制限法の改正により令和4年度減少し、今年度も件数が少ないと思われるが、人権問題以外についてもインターネットモニタリング事業を行う予定はないのか。

#### (人権政策・男女共同参画課長)

- ・インターネットモニタリング事業の体制は、14市町が3つのブロックに分かれており、各ブロックの担当1人が週1回1時間行っている。
- ・検索キーワードは、基本的には部落や同和であるが、各自治体の判断でキーワードを増やし検索することもある。
- ・令和4年度に引き続き今年度も検索により発見された問題のある書き込みの件数が少なくなっている。

#### (相川綾香委員)

- ・検索により発見した問題のある書き込みを削除要請した結果、実際削除につながっているのか。

#### (人権政策・男女共同参画課長)

- ・法務局に削除要請したものが、要請をした結果削除されたどうか法務局から回答がないため直接の因果関係は不明である。

#### (相川綾香委員)

- ・市民からの声によって削除要請しているものではなく、独自に行っているものか。

(人権政策・男女共同参画課長)

- ・独自に行っているものである。

**(神坂達成委員)**

- ・人権相談内容の分類は。

(人権政策・男女共同参画課長)

- ・国の分類に基づいているため、インターネットに関する相談件数は不明。

**(神坂達成委員)**

- ・市ではインターネットに関する相談件数の把握ができていないということ  
でよいか。

(人権政策・男女共同参画課長)

- ・はい。

**(神坂達成委員)**

- ・法務局に削除要請するに当たって、行為者の特定が難しいのではないかと。

(人権政策・男女共同参画課長)

- ・はい。ただ、今後はプロバイダ責任制限法の改正により対応できるようになるのではないかと。

**(尾上貴明委員)**

- ・インターネットモニタリングは、手動で検索しているのか。

(人権政策・男女共同参画課長)

- ・はい。インターネット掲示板等にアクセスし、手動で検索し一つ一つチェックしている。

**(尾上貴明委員)**

- ・DX化もある中で一つ一つ手動で行っていると人的にも負担が大きく、また効率的にも悪いと思うので、個人で週1時間だけ検索する方法が問題である。体制も変化していくということも今後の検討課題である。

**(相川綾香委員)**

- ・教育委員会独自の調査とはどのように行われたものなのか。
- ・対応フローにおいて本人や保護者の関与はないのか。

(指導2課長)

- ・学校が覚知したものを教育委員会に報告した件数である。
- ・対応フロー図には記載されていないが、本人や保護者と教育委員会で話をしたり、学校を交えて3者で話をすることもある。

(相川綾香委員)

- ・昨年度ネット上の書き込みによって対応フロー図のとおり対応をした事例はあったか。

(指導2課長)

- ・ない。

(堀川友良委員)

- ・独自の調査で86件もあったのに対応フロー図のように対応したものは1件もなかったのか。

(指導2課長)

- ・86件については、学校が覚知し、教育委員会に報告したものである。対応フロー図のように事案が発生した際にタイムリーに学校や保護者から教育委員会に相談があり対応したものはなかった。

(堀川友良委員)

- ・学校長がフローを認知していないため、教育研究所にまずは連絡をすることがわかっていないため、結果的に市が対応しなければならない件数を正確には把握できていないのではないか。
- ・実際に問題が起きた事案を学校長が教育研究所に相談せずに自己解決してしまうとデータを蓄積することができないのではないか。
- ・手引きにこの対応フロー図が記載されているということであるが、周知を行っているのか。

(指導2課長)

- ・手引きについては、法の制定に伴い作成し、時代の流れに応じて修正したものである。校長会、いじめ等に対する生徒指導主任研修会等で手引きの啓発を行っているが、浸透していない部分もあるため課題として認識している。

(池田めぐみ委員)

- ・先ほど同和の関係ではインターネットモニタリングを行っているとのこと

であったが、教育関係においては、SSSPの学習会で検索ワードを設定しているということを聞いたことがあるが、教育委員会が設定しようと考えている検索ワードがあって、実際書き込みがされた件数を把握しているものがあるのか。

(教育研究所長)

・今年度システムを構築するダッシュボードの中で検索ワードを決定し、子どもたちから該当するワードの入力があつた際、教員の持っているダッシュボードにアラートを表示するものであり、これからのものとなる。

(池田めぐみ委員)

・今は研究段階なのか。

(教育研究所長)

・昨年度、ダッシュボードのプロトタイプにおいて検証しており、その結果を今年度反映させていく。

(池田めぐみ委員)

・学校長から報告が上がってくるのを待つのではなく、子どもたちのSOSをいち早くキャッチするのが大事である。

(津和野眞佐子委員)

・先ほど対応フロー図のような事例はなかったとのことであったが、子どもたちから学校に相談があり、何かしらの対応を行った事例をできる限り教えてほしい。

(指導2課長)

・学校が直接対応しているところであるが、小学校であればオンラインゲームでのトラブルが多い。中学校になるとLINEでのトラブルが発生している。

(津和野眞佐子委員)

・今後、会議を重ねる中でできるだけ事例の具体的な内容を明らかにしてほしい。

(高子景委員)

・先ほど対応フロー図のような事例はなかったとのことであったが、学校長が本来であれば指導2課に報告すべきであったものを怠っていたという認識

でよいか。

(指導2課長)

・学校が決して教育委員会に報告を怠っていたということではなく、学校の方では関係児童生徒、保護者等に対応しながら解決に向けしっかりと対応していた。各案件は、学校長の判断で教育委員会に報告しており、86件の全てが教育委員会に報告が上がってくることは難しいと考えている。86件のうち小学校についてはほとんどがオンラインゲームでのトラブル、中学校についてはLINEでのトラブルであり、解決に向けて学校が対応している事実は、教育委員会で1件1件把握している。

(高子景委員)

・**学校長の中で対応しきれないものだけ教育委員会に報告するものなのか、すべからく報告すべきものなのか、教育委員会としてはどちらの方針なのか。**

(指導2課長)

・教育委員会にタイムリーな報告をするように校長会、教頭会、生徒指導主任研修会などで啓発を行い、指導していきたい。

(高子景委員)

・本来であればタイムリーに報告すべきものを報告していないということであれば学校長の怠慢になる。いじめに関するの専門家が在籍している指導2課に相談する体制を構築してほしい。

・今、バイトテロなどネット上で炎上しているのがインスタやLINEのストーリーのような時限的な投稿であるが、フォローしていないと閲覧することができなかつたりするが、どのように対応しているのか。

(指導2課長)

・学校がしっかりと丁寧に1件1件対応することで学校内での解決に向けて進んでいるということを理解してほしい。

(教育研究所長)

・ストーリーへの投稿の削除が難しいこと、投稿を見つけることも大変であることを理解している。教育研究所では、問題のある投稿について学校からの報告を基に、サイトを確認し、どのように削除依頼するか学校にアドバイスすることを行っており、ネットパトロールは行っていないため、事前に把握をすることが難しい。

(高子景委員)

- ・昔はネット掲示板での書き込みであったが、現在は時限性の投稿がいじめに直結しているものがかなり多いと思われる。監視できる体制を新たに構築していただきたい。
- ・学校長の個人の能力に依存するものではなく、本来であればシステム的に対応しなければならないものである。学校内で解決されているという認識が問題である。逐次第三者の目を入れてしっかり対応できているのかを確認しなくてはならない。

(相川綾香委員)

- ・スマホ・タブレット安全教室の過去3年間の実績について、全校実施となっているが特定の学年又は希望者が参加するものなのか。
- ・メディアリテラシー出前講座について令和5年度は現在7件となっているが、講座の申込みがあれば実施するものなのか、申込みの数の上限があるのか仕組みがどうなっているのか。

(教育研究所長)

- ・安全教室の各学校の参加の人数については、各学校の特定の学年が参加している。
- ・出前講座については、申込みがあり次第随時対応している。

(相川綾香委員)

- ・申込みの数の上限がないということであれば、大量に申込みがあっても対応していることでよいか。

(教育研究所長)

- ・大量の申込みがあっても日程をずらすなどなるべく希望に沿えるように対応している。

(小柳嘉文委員)

- ・個人に対しての対応があるのか。
- ・誹謗中傷なのか、いじめなのかの判断については誰がどこでどういう責任を持って判断しているものなのか。

(教育研究所長)

- ・個人に対しての対応については、不適切な投稿に対しての削除依頼が被害者本人からされる必要があるため、手続き等を本人、保護者等に説明している。また、被害者が精神的にダメージを負っているため相談の対応を行って

いる。

(指導2課長)

・法に基づくと被害者本人がいじめと感じればいじめとなることが定義されているので、これを受けて学校としてしっかりといじめを認知して対応している。

(小柳嘉文委員)

・いじめについては理解したが、誹謗中傷についてはどうか。

(指導2課長)

・現状、いじめと誹謗中傷を区別して対応をしていない。

(小柳嘉文委員)

・いじめについての判断は、学校長となるのか。  
・相談の対応は、学校の先生が行っているのか。

(指導2課長)

・学校にいじめ対策委員会を設置しているので、そこでいじめをきちんと認知して対応を行っている  
・相談の対応も、学校の方で行っている。  
・指導2課においても、SNS以外のいじめの内容の相談を受けている。

(小柳嘉文委員)

・インターネット上のいじめを発見してから削除するまで日数的にどのくらいかかるものなのか。

(教育研究所長)

・プロバイダによって様々である。

(小柳嘉文委員)

・即日対応してもらえるものではなく、何週間、何か月かかるという認識でよいか。

(教育研究所長)

・場合によっては、削除要請に応じてもらえないところもある。

## 議題

### 2 他自治体におけるインターネット上の誹謗中傷等に関する条例について

資料 2-1 インターネット上の誹謗中傷等に関する条例の規定状況

資料 2-2 他自治体の条例

資料 2-3 先進自治体におけるインターネット上の誹謗中傷等に関する条例の比較表 について事務局から説明。

#### (相川綾香委員)

- ・ 他自治体で罰則がある条例があるのか。
- ・ 世界の自治体で誹謗中傷に関する条例があるのか。

#### (事務局)

- ・ 罰則規定を設けている条例はない。また、国会においても法律案が審議中となっているが、罰則規定はない。
- ・ 把握していない。

#### (池田めぐみ委員)

- ・ 財政上の措置とは実際どのようなことが行われるのか。
- ・ 子どもに対しては教育を実施できるが、大人に対して何か条例でできることがあるのか。

#### (事務局)

- ・ 財政上の措置に関する規定があることでこの条例に関する施策を実行するに当たって財政上の措置がされる根拠となることができるため、他自治体で規定を設けているところが多いと思われる。
- ・ 学校教育以外の年齢層に対する対策については、誹謗中傷の防止、相談支援の取組みが大きな柱になるが、リテラシー向上の施策については、年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策を条例上基本的施策に規定することにより執行部が施策を展開していく流れになると思われる。

#### (神坂達成委員)

- ・ 渋川市では訴訟費用の補助等に係る取組みを行っているようであるが、条例上はどうか。

#### (事務局)

- ・ 取組みとしては行っているようだが、条例には直接規定しておらず、相談

支援や財政上の措置の規定を設けることによって施策の展開として独自の取組みとして取り入れていると思われる。

## 議題

### 3 その他

次回会議に招く講師について

白鷗大学法学部 岩崎 忠 教授

次回会議の開催日時

第1回で決定したとおり 8月23日（水）10時から 第1委員会室

先進自治体視察について

11月2日（木）群馬県を視察することとして、議員派遣の手続きを進めることです承。